

【一時預かり事業との関係性】

子どものために、定期的に同月齢の子たちや、家族以外の大人と関わりが持てるといいんだけど…



こども誰でも通園制度

- ✓ 子どもの成長のために「通う」という考え方を基本とし、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、子どもが成長していくように、子どもの育ちを応援
- ✓ 保護者のニーズに関わらない利用
- ✓ 令和8年度から「給付制度」として実施。子どもにとって一定の権利性が生じ、また、全国どの自治体でも共通で実施。
- ✓ 全国共通で、月の利用時間上限があり、0歳6か月～満3歳未満の未就園児が対象。

家の用事で、一時的に預かってもらえるところ、ないかしら…



一時預かり事業

- ✓ 「保護者の立場からの必要性」に対応するため「預ける」という考え方を基本とする
- ✓ 保護者のニーズが生じた際に利用
- ✓ 実施主体である市町村が、地域のニーズに応じ「事業」として実施の判断をし、1269自治体※において実施。
- ✓ 補助事業として利用時間の定めはなく、実施自治体によって、対象年齢や上限の時間や日数を設けており、設定方法は様々。

※令和5年度実績

★一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するため支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備することを目的としている。